

刑弁でGO!

第15回

トピック

裁判員裁判を受任したら読む本

刑事弁護委員会事務局長 坂根 真也 (57期)

既に裁判員裁判が、全国で行われている。裁判員裁判の実施に向けて、これまで実務でも様々な取り組みがなされ、刑事手続全般を通じて従来とは新たな制度や運用がなされている。たとえば捜査段階では、取調べの一部録画が実施されているし、公判前整理手続も実施から既に4年が経つ。公判においては、証拠の厳選やわかりやすい立証などが求められている。このような劇的に変わってきている裁判員裁判の刑事手続は、従来の感覚で弁護活動を行うことはできない。

本号では、裁判員裁判を受任した場合に、最低限読んでおくべき本を紹介したい。

○「裁判員裁判における弁護活動

—その思想と戦略—

日弁連 編 日本評論社

裁判員裁判は、集中審理であり、公判廷でいかなる弁護活動を行うかは、すべて公判前整理手続中に決しておかなければならない。また、弁護人は、公判廷でいかなる主張をし、あるいはいかなる主張をしないかを戦略性をもって、構築しなければならない。そのための必読書である。

○「法廷弁護技術 (第2版)」

日弁連 編 日本評論社

いかに、立てた戦略が重要でも、公判廷における法廷弁護技術が伴っていなければ、それを実現することはできない。本書には、冒頭陳述、主尋問、反対尋問、最終弁論等の実践的な技術が満載である。

○「公判前整理手続を活かす Part2 (実践編)」

日弁連 編 現代人文社

公判前整理手続は、証拠開示、予定主張、証拠制限などの制度がある。法律、判例等を知らないと、適切に対応することは困難である。本書は、公判前整理手続の全般にわたって解説されている。

なお、証拠開示に関しては、裁定例を解説した「刑事証拠開示の理論と実務」酒巻匡 編 判例タイムズ社も参考になる。

○「模擬裁判の成果と課題」

最高裁判所事務総局刑事局 判例タイムズ1287号

本論文は、各地で行われた模擬裁判の検証であるが、裁判員裁判のプラクティスとして、本書と同様の運用がなされる部分が多い。必ず読んでおかなくはならない。

○「「わかりやすい審理」と弁護人の課題」

神山啓史・岡 慎一 刑事法ジャーナル13号

本論文は、裁判員に「わかりやすい」とは、具体的にどのような主張・立証を行うことを意味するのかを解説したものであり、非常に有益である。

○自由と正義の連載

上記「裁判員裁判における弁護活動」出版後も、自由と正義では、「変わる刑事裁判」として連載中であり、いずれも必読と言って良い。その中でも特に、「公判準備の具体的方法(1)」(2009年4月号)、「情状事件の最終弁論」(同8月号)は必ず読んでもらいたい。

初の被疑者国選弁護を終えて

会員 泉原 智史 (61期)

1 指名打診・出動

担当日に自宅で待機していると、午後3時過ぎに法テラスから指名打診の電話が入った。罪名は窃盗、勾留場所は事務所から1時間ほどの某警察署とのこと。もちろん受けることとし、身支度をして書類の送付を待った。

ところが、1時間以上待っても書類が届かない。法テラスに電話で問い合わせたところ、「ただ今順次送付しています」とのこと。拍子抜けしたが、被疑者国選の拡大によって法テラスの作業も多忙を極めているのだろうか。

2 弁護方針の策定

被疑者は私より少し若い地方出身の20代前半の住所不定・無職の男性であった。書店で本を盗んで古書店で売ろうとしたところ、店長に見つかって捕まったもので、本人も素直に捕まり、被疑事実も完全に認めていた。被害品は店に警察官から返還されており、前科もないが、防犯ビデオに記録された同店での余罪が3件存在した。そこで、弁護方針を①余罪3件を含めた示談、②釈放が得られた場合の生活、に定めて、活動を開始した。

3 家族探し

被害者と接触すると、示談に前向きな姿勢を見せてくれた。しかし、被疑者自身には資力がなく、家族を頼ろうにも、彼は幼年期から18歳まで児童福祉施設に入れられており、その後両親と一時同居したものの、現在は電話番号も分からないという。

そこで、児童福祉施設を手始めに、親族を経由して両親を捜しだし、渋る彼らを説得して示談の資金を得ると共に、事実上の身柄引受を得ることができた。

なお、電話するにあたっては、刑事被疑者となっていることを明かしてよい範囲を事前に被疑者と決めて

おいた。また、弁護士名の電話で示談資金を求めるのは「振り込め詐欺」の典型的手法であり、いずれの相手も、最初は振り込め詐欺を疑っていたようであった。そこで、弁護士検索で私を検索してもらい、先方から電話してもらうなどの方法を用いて、なんとか電話先の信頼を得ることができた。

4 釈放～報酬規定の落とし穴

示談見込みを検察事務官に報告したところ、「勾留満期日に処分保留釈放するとのこと。示談書はとれた後でもいいですよ」との話だったので、示談書は釈放後に本人に見せてから検察庁に提出しようと考えた。

示談見込みで起訴猶予になったことをボスにちょっと自慢げに述べたところ、「示談加算はないかもね」と言われ、「えっ!」。釈放された時点で国選弁護人でなくなってしまうので、釈放後の弁護活動は、報酬において評価されないおそれがあるという。「国選弁護人の事務に関する契約約款」では、示談加算の疎明資料として示談書の写しとそれが検察官に提出されたことを疎明する資料が求められていた(本則別表B 番号4)。

そこで、勾留満期の前日に示談書に被害者の印を貰い、満期日朝一番の釈放前に示談書を提出し、写しに検察庁の受領印を貰った。その後釈放された被疑者を迎え、親元に帰して私の活動は終了となった。心配された示談加算3万円の報酬も加算されていた。金額の問題ではないが、気分は違う。

5 感想

今回、検察官が処分において考慮してくれたと思われるのは「示談見込み」であるが、この点は、現在の報酬規定では十分に評価されておらず、また、実際には必要となる釈放後の弁護活動は原則として評価されない構造となっている。この点については、規定の改定が必要なのではないだろうか。